

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月二十六日

宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折三二二番地二
有限会社甲斐工務店
代表清算人 甲斐 俊男

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月二十六日

宮崎県西臼杵郡高千穂町大字押方九五四番地
株式会社伝
代表清算人 下堂 蘭一将

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月二十六日

鹿児島県出水市高尾野町江内四一四四番地四
合同会社にしむら畜産
清算人 西村 浩子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月二十六日

鹿児島市小松原一丁目二番二二号
有限会社米山塗工
清算人 米山 昭彦

解散公告(第一回)

当組合は、令和五年二月十二日開催の令和四年通常総会で決議し、令和五年六月二十日の沿岸広域振興局長の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月二十六日

岩手県遠野市松崎町白岩一四地割八九番地
一イターナルリヴァアサイドハウスB二〇二
船作山生産森林組合
清算人 相高 宏太

連絡先 東京都千代田区二番町九一八中労
基協ビル三階 紀尾井町法律事務所
清算人 相高 宏太

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年五月二十六日福島地方裁判所相馬支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月二十六日

福島県南相馬市原町区桜井字原畑一三五番地
神習教高山講社
清算人 弁護士 西山 健司

解散公告(第一回)

当組合は解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月二十六日

茨城県つくば市小野崎二六〇番地一ヒロサ
ワつくばビル一階
日本労働調査組合
清算人 須藤 晴香

解散公告(第一回)

当法人は、定款をもって定めた解散事由(診療所のすべてを廃止したとき)の発生により、令和七年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月二十六日

名古屋市中千種区今池一丁目八番八号 今池
ガスピル五階 医療法人社団メデント会
清算人 伊藤 正夫

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年五月十五日大阪地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月二十六日

大阪府東成区中道四丁目一 一番二二二号
成道寺
清算人 弁護士 比嘉 廉丈

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年五月十五日大阪地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月二十六日

大阪府堺市堺区南三国ヶ丘町一丁二三番地の一
観音教神霊会
清算人 弁護士 比嘉 廉丈

解散公告(第一回)

当土地改良区は、令和七年五月七日徳島県知事の認可により解散いたしましたので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月二十六日

徳島県海部郡海陽町大里字上中須一二八番地
若松土地改良区
代表清算人 原 克一

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年四月十八日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月二十六日

福岡県豊前市大字下河内一八四三番地
宗教法人慶雲寺
清算人 右田 和暉

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年五月一日横浜地方裁判所小田原支部の命令により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年六月二十五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月二十五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月二十六日

神奈川県中郡大磯町大磯一六九五番地
丸山教大磯支教会
清算人 八木 正

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年五月八日、大阪地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年六月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月二十六日

大阪府箕面市瀬川一丁目二番二二二号
(登記簿上の主たる事務所 大阪府箕面市瀬川一八三番地の二)
照国眞教本部教会
清算人 新谷 俊彦

解散公告(第三回)

当組合は、令和七年六月三日渋谷区長の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年六月二十四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月二十六日

東京都港区赤坂一丁目八番一号
金王アジアマンション建替組合
代表清算人 亜細亜住宅株式会社
取締役 川副 博政

第32期決算公告 令和7年6月26日
東京都港区芝浦3-13-8
エムケーファース株式会社
代表取締役 田中 芳行
貸借対照表の要旨(令和7年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産部	流動資産	2,096,785
	固定資産	72,765
	資産合計	2,169,551
負債純資産及び部	流動負債	929,380
	固定負債	79,186
	負債合計	1,160,984
	純資産	50,000
	資本剰余金	1,110,984
	利益剰余金	12,500
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	1,098,484 (120,968)
負債・純資産合計		2,169,551